

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支 社 長 堀 圭一

## 質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 狩勝第二トンネル西工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	盛土工について 特記仕様書28-2-2盛土工「盛土工 B2」他工事から搬入される材料は、下部路床の規格適合材（最大寸法150mm以下等）と考えてよろしいか、ご教示ください。	ご認識の通りです。
2	土運搬路について 特記仕様書16. 工事用道路に関する事項に⑥、⑦が指定されています。 これは、2車線未満道路により大型車両のすれ違いができないため、右回り運行。（置き場へ左折進入、左折退出）これが共同使用する条件と認識してよろしいでしょうか。	大型車両同士の離合が困難なため、右回り運行を想定しております。
3	客土掘削の検測方法について 共通仕様書において、客土掘削は地山検測とされています。 今回は、トマム団体線入り置場から搬出ですが、地山の設計数量でよろしいか、ご教示ください。	ご認識の通りです。
4	設計図、数量明細表、金抜設計書 計測工Cの内空変位測定について、金抜設計書及び数量明細表は3箇所、計測工割付図（52, 53/79）は4箇所、計測機器配置図（57/79）は3断面と整合がとれていません。 DIII：1箇所、DI：1箇所、非常駐車帯拡幅部：1箇所の合計3箇所と考えてよろしいでしょうか。	DIII：1箇所、DI：1箇所、非常駐車帯拡幅部：1箇所の合計3箇所となります。 設計図を後日訂正致します。

番号	質問事項	回答
5	<p>設計図、数量明細表、金抜設計書          計測工Cの天端沈下測定について、金抜設計書及び数量明細表は3箇所、計測工割付図（52, 53/79）は1箇所、計測機器配置図（57/79）は3断面と整合がとれていません。          DIII : 1箇所、DI : 1箇所、非常駐車帯拡幅部 : 2箇所（STA. 1082+24. 249、STA. 1082+6）の合計4箇所となります。          設計図を後日訂正致します。</p> <p>DIII : 1箇所、DI : 1箇所、非常駐車帯拡幅部 : 1箇所の合計3箇所と考えてよろしいでしょうか。</p>	
6	<p>設計図          計測工Cの天端沈下測定について、計測機器配置図（57/79）にてレーザー距離計1台*2断面=2台は標準断面、2台*1断面=2台は非常駐車帯拡幅部を想定しているものと思われます。          しかし、レーザー距離計にて天端沈下を測定する為には内空変位の水平1測線に加え斜2測線により変位を算定する必要があります。          よって、標準断面・非常駐車帯拡幅部断面共に2台*1断面=2台必要ではないでしょうか。</p>	天端沈下測定での斜2測線による計測は想定しておりません。
7	<p>設計図、数量明細表、金抜設計書          計測工Cの振動測定について、狩勝第二トンネル東工事ではCI断面初期段階1箇所は削除されました、西工事ではCI断面初期段階1箇所においても振動測定を実施することよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
8	<p>設計図、特記仕様書          計測工Cについて、特記仕様書28-6-5では供用路線への影響を常時観測できるものとしなければならないと記載されていますが、常時観測とはどのような時間間隔を想定されているのでしょうか。</p>	24時間体制で継続的に観察・監視を行っていくことを想定しています。
9	<p>【設計図】道東自動車道 狩勝第二トンネル西工事52/79、57/79 計測工割付図（52/79）の計測工Cの測定箇所及び数量表、計測機器配置図（57/79）の凡例の数量と断面図に記載の計測数量に関して、天端沈下測定の断面（箇所）数・測定位臵と温度測定の数量に関して整合性がとれていません。          正式な設計数量・位置を示した資料の提示をお願いします。</p>	<p>天端沈下測定の箇所はDIII : 1箇所、DI : 1箇所、非常駐車帯拡幅部 : 2箇所（STA. 1082+24. 249、STA. 1082+6）の合計4箇所となります。          温度測定は非常駐車帯拡幅部に2台となります。          設計図を後日訂正致します。</p>

番号	質問事項	回答
10	<p>計測工Cについて</p> <p>特記仕様書35～36ページの「28-6-5 計測工」に記載されている「計測工C」の測定箇所は、「供用路線非常駐車帯（避難連絡坑接続部）」と記載されていますが、設計図（トンネル工）の図面番号52, 53, 57/79「計測工割付図(1)、(2)及び計測機器配置図」では、供用路線非常駐車帯以外の箇所「STA1076+80（D III断面）、STA1078+0（D I断面）、STA1080+40（C I断面）」にも観測機器を設置するように図示されています。</p> <p>また、測定箇所（数量）も一部機器には数量表と設計図に相違があると思われるところから、正しい測定箇所及び機器の台数をご教示ください。</p>	<p>D III断面及びD I断面、C I断面に設置する必要がありますので、設計図書を後日訂正致します。</p> <p>数量表の計測機器内訳は、内空変位レーザー距離計3台、天端沈下レーザー距離計4台、温度計2台、表面ひずみ計4台、振動速度計2台となります。</p> <p>設計図書を後日訂正致します。</p>
11	<p>入札公告（説明書）、技術評価項目及び技術評価基準、評価項目「トンネル切羽の評価区分における効率的な算定方法の提案」とありますが、「トンネル切羽の評価区分」とは、切羽観察データシート内の各観察項目A～Gに対する評価区分という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
12	<p>入札公告（説明書）技術評価項目及び技術評価基準 評価項目【トンネル掘削時における供用線の計測に関する提案】につきまして、供用線の計測工Cの計測断面を増やした提案は評価対象となりますでしょうか。</p>	<p>「質問に関する注意事項」に記載のとおり、貴社でご判断のうえ、ご提案ください。</p>